

販売等がなされていない既存添加物に関する
消除予定添加物名簿に寄せられた申出について

平成 23 年 2 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

標記について、平成 22 年 5 月 18 日付けで官報に告示し、同日から平成 22 年 11 月 17 日まで、ホームページを通じて消除予定添加物名簿の訂正の申出の募集を実施いたしました。また、WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第 7 条に基づく通報 G/SPS/N/JPN/255）により諸外国からの申出を募集したところ、37 品目について、消除予定添加物名簿からの削除の申出があり、内容を確認したところ、別添 1 に示す 25 品目について、申出に理由があると認められた。したがって、この 25 品目については消除予定添加物名簿から削除することとした。

なお、別添 2 に示す 55 品目（申出はあったが理由が認められなかった品目及び申出がなかった品目）については、既存添加物名簿から消除することとした。

(別添1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目(25品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクタン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカッシア抽出物	
10	187	焼成カルシウム	うに殻
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルロース	
23	410	レッシュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

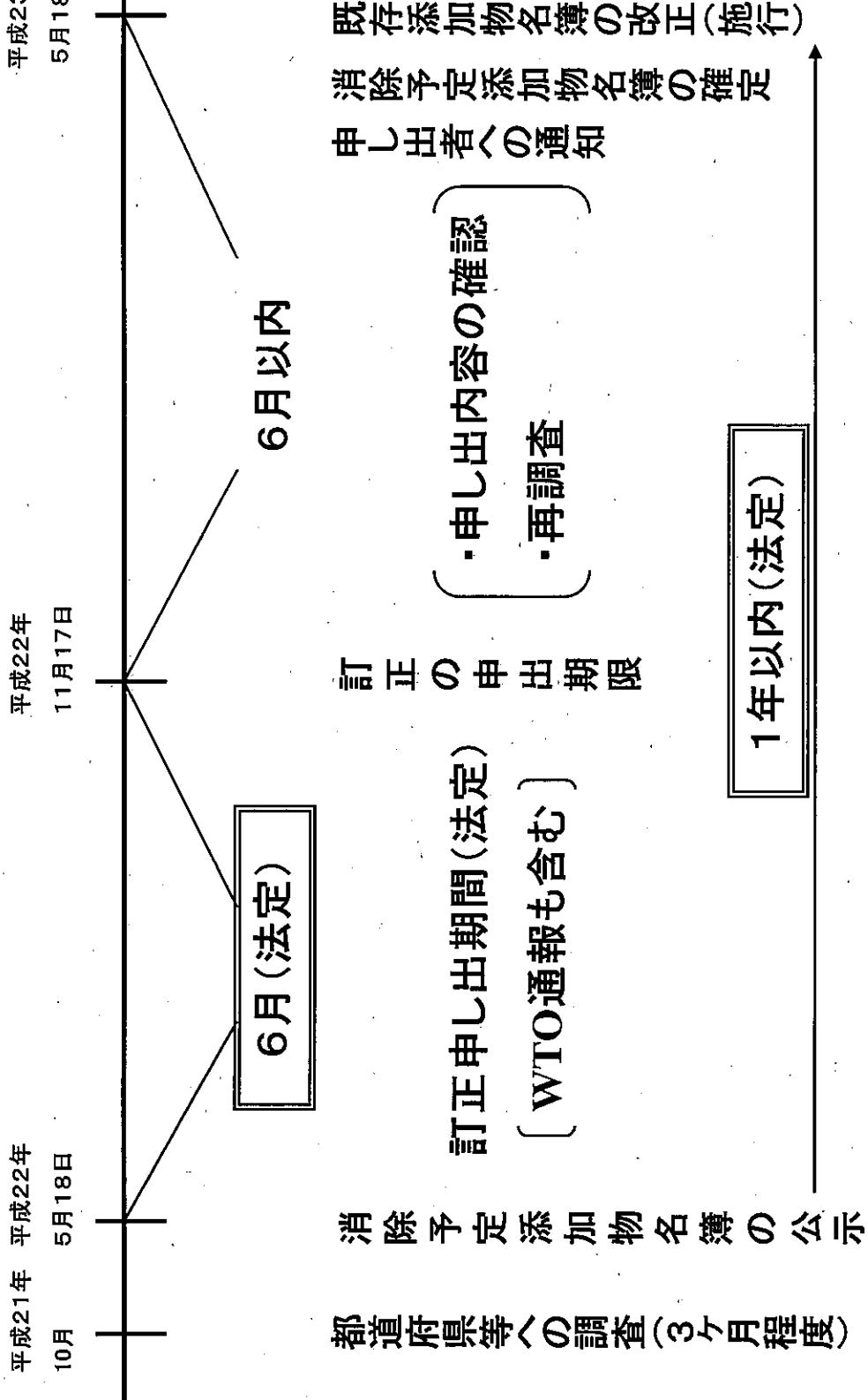
(別添2) 既存添加物名簿から消除する品目 (55品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカラテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	ウシの脳
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン(抽出物)	クリの渋皮 タマリンドの種子
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

3 3	249	ドクダミ抽出物
3 4	258	トリアシルグリセロールリパーゼ
3 5	268	ニガキ抽出物
3 6	271	ニストース
3 7	273	ニュウコウ
3 8	275	ニンニク抽出物
3 9	281	パフィア抽出物
4 0	288	ヒキオコシ抽出物
4 1	295	ヒメマツタケ抽出物
4 2	296	ピメンタ抽出物
4 3	331	ヘスペレチン
4 4	335	ベニノキ末色素
4 5	339	ペパー抽出物
4 6	348	ホウセンカ抽出物
4 7	349	ホコッシ抽出物
4 8	372	メチルチオアデノシン
4 9	377	モウソウチク炭抽出物
5 0	385	モリン
5 1	386	モンタンロウ
5 2	388	油煙色素
5 3	389	ユーカリ葉抽出物
5 4	412	レモン果皮抽出物
5 5	419	ワサビ抽出物

使用実態のない既存添加物の消除の流れについて

別添3



1	○外務省告示第二百五十一号 平成二十一年五月四日にウランバートルで、淡水資源・自然保护計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。
2	1 捐助の目的及び内容 淡水資源・自然保护計画の実施するため必要な生産物及び役務の購入 2 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで
3	3 贈与の限度額 七億五千六百万円 4 署名者 日本側 城所卓雄在モンゴル大使 モンゴル側 ゴンボジヤブ・ザンダンシャタル 外交・貿易大臣 平成二十一年五月十八日 外務大臣 四田 克也
4	○外務省告示第二百五十二号 平成二十一年五月四日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。 1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するため必要な役務の購入 2 贈与の限度額 二億四千七百万円 3 贈与の供与期限 平成二十七年十二月三十一日まで
5	4 署名者 日本国側 城所卓雄在モンゴル大使 モンゴル側 ゴンボジヤブ・ザンダンシャタル 外交・貿易大臣 平成二十一年五月十八日 外務大臣 四田 克也
6	○外務省告示第二百五十三号 平成二十一年四月二十八日にビサウで、ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。 1 援助の目的及び内容 ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入 2 贈与額 八億六千五百万円 3 署名者 日本国側 齊藤隆志在ギニアビサウ大使 4 国際連合児童基金側 ジョフ・ウイフィン在ギニアビサウ事務所代表 平成二十一年五月十八日

○厚生省労働省告示第二百十五号
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)附則第一項の第三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したので、同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

消除予定添加物名簿

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)附則第一項の第三第五項に規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿(平成八年厚生省告示第二百一十号)からの消除を予定している添加物の名称は、次のとおりである。

一 N-アセチルグルコサミン

二 アラビノガラクタン

三 アルカネット色素(アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいう。)

四 アロエベラ抽出物(アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

五 イモカラテン(サツマイモの塊根から得られた、カラテンを主成分とするものをいう。)

六 エゴノキ抽出物(アンソクコウノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいう。)

七 エラグ酸

八 オキアミ色素(オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)

九 オリゴ-1-N-アセチルグルコサミン

十 オリゴグルコサミン

十一 カカオ炭末色素(カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいう。)

十二 ガストリックムチン(ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいう。)

十三 カテキン

十四 カニ色素(アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)

十五 キダチアロエ抽出物(キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

十六 キハダ抽出物(キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。)

十七 グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液
ソブレーンを主成分とするものをいう。）
十八 グリーンタブ
十九 クワ抽出物（クワの根茎の皮から得られた、
スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分と
するものをいう。）
二十 ダンチアナ抽出物（ダンチアナの根又は根
茎から得られた、アマロゲンチン及びゲンチオ
ピクロシドを主成分とするものをいう。）
二十一 酶素処理カソウ（カソウ抽出物（ウ
ラルカソウ）、チョウカガソウ又はヨウカソ
ウの根又は根茎から得られた、グリチルリチ
ン酸を主成分とするものをいう。）
二十二 シクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加
して得られたもの（シクロデキストリングルコシル
トランスフェラーゼを用いてグルコースを付加
して得られたものをいう。）
二十三 酶素分解ハトムギ抽出物（ハトムギの種
子を酵素分解して得られたものをいう。）
二十四 コーパル樹脂（コーパルの分泌液から得
られた、アガテンジカルボン酸を主成分とする
ものをいう。）
二十五 コバルト
二十六 ゴム分解樹脂（ゴム（バラゴム）の分泌液
から得られた、ボリインプレンを主成分とする
ものをいう。ただし、低分子ゴム（第四十六号
ジテルペン、トリテルペン及びテラテルペン
を主成分とするものをいう。）
二十七 コヌカ酵素分解物（胚胎米ぬかから得
られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とす
るもの）
二十八 ササ色素（ササの葉から得られた、クロ
ロフィルを主成分とするものをいう。）
二十九 サトウキビロウ（サトウキビの茎から得
られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とする
ものをいう。）
三十 サンダラック樹脂（サンダラックの分泌液
から得られた、サンダラコビマール酸を主成分
とするものをいう。）

三十一 シコニン色素(ムラサキの根から得られた、シコニンを主成分とするものをいふ。)

三十二 ジヤマイカカツシア抽出物(ジヤマイカカツシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいふ。)

三十三 焼成カルシウム(うに殻を焼成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものに限る。)

三十四 スクレロガム(スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいふ。)

三十五 スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る。)

三十六 セザモリン

三十七 セスバニアガム(シロゴヂョウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいふ。)

三十八 ソルバ(ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするものをいふ。)

三十九 ソルビンハ(ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするものをいふ。)

四十一 レーソルボース

四十二 タンニン(抽出物(クリの皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る。)

四十三 ダンマル樹脂(ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいふ。)

四十四 チルテ(チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするものをいふ。)

四十五 ツスター(ツスターの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びボリイソブレンを主成分とするものをいふ。)

四十六 低分子ガム(バラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいふ。)

四十八 動物性ステロール(魚油又はラノリン(ビンジの毛に付着するるう様物質から得られた、高級アルコールとビードロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう)から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう)。

四十九 ドクダミ抽出物(ドクダミの葉から得られた、イソクエルシトリノを主成分とするものをいう)。

五十 トリアシルグリセロールリバーゼ

五十一 ニガキ抽出物(ニガキの幹枝又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするものをいう)。

五十二 ニガーグッタ(ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリシアセタート及びボリインブレンを主成分とするものをいう)。

五十三 ニガヨモギ抽出物(ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペノンを主成分とするものをいう)。

五十四 ニストース

五十五 ニュウコウ(ニュウコウの分泌液から得られた、アーボスウエリソ酸及びアーボスウエリソ酸を主成分とするものをいう)。

五十六 ニンニク抽出物(ニンニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするものをいう)。

五十七 パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エクジステロイド及びサボニンを主成分とするものをいう)。

五十八 ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう)。

五十九 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう)。

六十 ビメンタ抽出物(ビメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう)。

六十一 ベニノキ末色素(ベニノキの種子から得られた、ノルピキシン及びピキシンを主成分とするものをいう)。

六十二 ベネエラチカル(ベネエラチカルの分泌液から得られた、アミリニアセタート及びボリインブレンを主成分とするものをいう)。

六十四 ベバ抽出物(ベバの果実から得られた、フェルベリン類を主成分とするものをいいう)。

六十五 ホウセンカ抽出物(ホウセンカの全草から抽出して得られたものをいう)。

六十六 ホコッシ抽出物(ホコッシの種子から得られた、バクチオールを主成分とするものをいう)。

六十七 マッサランドバニヨコレート(マッサランドバニヨコレートの分泌液から得られた、アミリニアセタート及びボリインブレンを主成分とするものをいう)。

六十八 マッサランドババラタ(マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリニアセタート及びボリインブレンを主成分とするものをいう)。

六十九 メチルチオアデノシン(サツカロミセスチオアデノシンを主成分とするものをいう)。

七十 モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう)。

七十一 モリン

七十二 モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラゴシルトリアコントリアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコントリアルコールのエステルを主成分とするものをいう)。

七十三 油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう)。

七十四 ユーカリ葉抽出物(ユーカリの葉から得られた、タージケトンを主成分とするものをいう)。

七十五 リンターセルロース(ワタの单毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう)。

七十六 レッチュテバカ(レッチュテバカの分泌液から得られた、アミリニエスチルを主成分とするものをいう)。

七十七 レバノン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう)。

七十八 レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ゲラニオール及びシトラールを主成分とするものをいう)。

七十九 ロシティンハ(ロシティンハの分泌液から得られた、アミリニアセタート及びボリインブレンを主成分とするものをいう)。

〇防衛省告示第九十七号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年五月十八日

に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月十八日

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財團法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月十八日

に基づき、次のとおり公示する。

〇特許庁長官 細野 哲弘

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第一(一)号	一般財團法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギャザリア ウエスト3棟 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番1号 サンハイツ大和第二ビル

区域	日時	日時	日時
	平成二十一年六月一日から平成二十一年七月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで	平成二十一年六月一日から平成二十一年七月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで	平成二十一年五月十八日
	(1) 北緯二度一五分一五秒	(1) 北緯二度一五分一五秒	(1) 北緯二度一五分一六秒
	(2) 東経一四六度一九分四七秒	(2) 東経一四七度三七分四七秒	(2) 東経一四五度一五分四八秒
	(3) 東経一四六度一九分四七秒	(3) 東経一四七度三七分四七秒	(3) 東経一四五度一五分四八秒
一 登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更届出があつたので、同法第三項の規定により、公示する。	登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更届出があつたので、同法第三項の規定により、公示する。	登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更届出があつたので、同法第三項の規定により、公示する。	登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更届出があつたので、同法第三項の規定により、公示する。
二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	中部地方整備局長 4	中部地方整備局長 富田 英治	中部地方整備局長 富田 英治
三(1) 役員の氏名の変更	登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
三(2) 評価員の氏名の変更	財團法人愛知県建築住宅センター	財團法人愛知県建築住宅センター	財團法人愛知県建築住宅センター
四(1) 評価員の氏名の変更	変更前 野田 泰弘、林 篤	変更後 越智 洋、勢力 常史	変更前 野田 泰弘、林 篤
四(2) 平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日
五(1) 評価員の業務を行なう部門の専任の管理者の氏名の変更	変更前 小野田博志	変更後 小野田博志	変更前 小野田博志
五(2) 平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日
六(1) 実施艦に「B」旗を掲揚する。	自衛艦八隻	自衛艦八隻	自衛艦八隻
六(2) 一射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	その他	その他	その他
七(1) 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	北緯一七度五分一五秒 東経一四四度五七分四八秒	北緯一七度五分一五秒 東経一四七度三七分四七秒	北緯一七度五分一五秒 東経一四五度一五分四八秒
七(2) 一実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	北緯一七度五分一五秒 東経一四四度五七分四八秒	北緯一七度五分一五秒 東経一四七度三七分四七秒	北緯一七度五分一五秒 東経一四五度一五分四八秒
八(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十一条第一項の規定により、	実施艦に「B」旗を掲揚する。	実施艦に「B」旗を掲揚する。	実施艦に「B」旗を掲揚する。

〇中部地方整備局告示第七十九号	三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十一条第一項の規定により、	実施艦に「B」旗を掲揚する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	実施艦に「B」旗を掲揚する。
四 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十一条第一項の規定により、	実施艦に「B」旗を掲揚する。

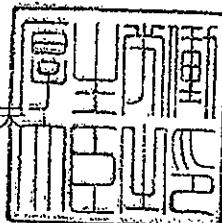
(2) 変更前 藤原 博道	(2) 変更後 兼氏 康博
(2) 変更前 藤原 博道	(2) 変更後 兼氏 康博
(2) 変更前 藤原 博道	(2) 変更後 兼氏 康博

平成二十一年五月一日

厚生労働省発食安0207第1号
平成23年2月7日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 細川律太郎



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

平成23年2月
厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

既存添加物の規格基準の削除に関する 薬事・食品衛生審議会への諮問について

1. 概要

「食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律」（平成7年法律第101号。以下「改正法」という。）附則第2条の3の規定に基づき「既存添加物名簿」（平成8年厚生省告示第120号）から消除される添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められているものについて、同規格基準を削除することにつき食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づき薬事・食品衛生審議会に諮問するもの。

2. 背景

改正法附則第2条の3第1項の規定により、厚生労働大臣は、「既存添加物名簿」にその名称が記載されている添加物について、その販売等の状況からみて、当該添加物等が販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「消除予定添加物名簿」という。）を作成することができることとされており、同条第2項の規定に基づき、平成22年5月18日に「消除予定添加物名簿」（80品目）を公示した。

同条第3項の規定により、何人も「消除予定添加物名簿」に関し、訂正する必要があると認めるときは、公示の日から6月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ができるとされており、平成22年11月17日までホームページ、WTO通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）第7条に基づく通報（G/SPS/N/JPN/255）等を通じて「消除予定添加物名簿」の訂正の申出を募集したところ、37品目について「消除予定添加物名簿」からの削除の申出があった。これらを精査したところ、25品目について申出に理由があると認めたことから、当該25品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの55品目を「既存添加物名簿」から消除することとした。

これに伴い、消除予定の55品目のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている2品目及び製造基準が定められている3品目について、当該規格又は基準を削除する必要があるため、当審議会に諮問するものである。

3. 改正の内容

今回、既存添加物2品目の成分規格及び3品目の製造基準の削除について御審議いただくものである。

○成分規格の削除

- ・N-アセチルグルコサミン
- ・ダンマル樹脂

○製造基準の削除

- ・ニンニク抽出物
- ・ペパー抽出物
- ・ワサビ抽出物

4. 今後の予定

平成23年2月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

平成23年3月 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で文書配布

薬事・食品衛生審議会答申

平成23年4月 「既存添加物名簿」及び「食品、添加物等の規格基準」の改正